

## 事由B：診断書に関する捕捉資料

証明書として認められるためには、申込みの時点においても「就労困難」であることを記載内容により確認できることが必要です。例えば、以下の(例1)のケースは認められますが、(例2)は申込みの時点において就労困難であることが確認できないため、認められません。

### (例1) 証明書として認められる例

- ・ 診断書発行日：2021年9月1日
- ・ 診断書の内容：2021年8月1日から半年以上就労困難と診断する。
- ・ 申請日：2021年10月1日

申請日の時点において、8月から半年以上就労困難な状態が続いていることが確認できるため。

### (例2) 証明書として認められない例

- ・ 診断書発行日：2021年9月1日
- ・ 診断書の内容：2021年3月1日から半年以上就労困難であった。  
又は、2021年3月1日から現在まで就労困難である。
- ・ 申請日：2021年10月1日

申請日の時点において、診断書が発行されてから半年が経過しており、現在(2021年10月1日時点)も引き続き就労困難か不明であるため。

以上